

住民が主役のまちづくりのルール



連載2

自治基本条例

連載2回目の今回は、「今まで(自治基本条例)がなくてもやってこれたのに、なぜ必要なのか?」という疑問にお答えします。理由は、いくつかありますが、主なものに「地方分権の推進」があります。従来の国と地方の関係は、上意下達の関係で、地方が独自に行政の事務・権限を決定し実施することはできませんでした。住民にとって身近な行政については、国も出先機関を設けて事務を行ってきました。この弊害は、二重行政を招くこととなり、国と地方の役割分担の抜本的見直しなどが「地方分権改革推進委員会」から第一次勧告として出されています。そこで国は、住民にとって身近な行政は地方で担うよう事務権限の移譲や出先機関の廃止・縮小を打ち出しました。現在、これまで国・県の出先機関で行われてきた事務の多くは、「市」で行われるようになっており、今後間違いなく「町村」でも行われるようになるものと予想されています。

地方分権推進により、「東海村」のことは東海村で決めることとなりますが、そのときの理念が自治基本条例になります。このような背景があつて制定するものであり、この条例で住民に新たな負担を課すものではありません。「村民主体の原則」などを条例で明文化することにより、当たり前のごとが次世代にも受け継がれるよう意図し、住民主体の行政経営を目指すため、これからのまちづくりの上では必要となる基本的なルールなのです。

問合せ◎総務部自治推進課自治推進担当(☎282局1711 内線1341)

平成21年5月21日

裁判員制度が始まります!

裁判員制度は、国民から選ばれる裁判員が刑事裁判に参加する制度です。6人の裁判員と3人の裁判官が刑事裁判に立ち会い、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを判断します。

裁判員裁判の実施に向けて、水戸地方裁判所では、県内44市町村の選挙管理委員会がくじで選んで作成したデータに基づき、この秋に平成21年の裁判員候補者名簿を作成します。

裁判員候補者名簿に載った方には11月29日(土)ごろから12月10日(水)ごろまでに、名簿に記載されたことの通知(名簿記載通知)をお送りします。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。名簿記載通知と同時に、裁判員になることができない職業に就いているかどうか(就職禁止事由の有無)や1年を通じての裁判員の辞退希望の有無、理由などをお尋ねする「調査票」をお送りしますので返送してください(明らかに裁判員になることができない方や1年を通して辞退事由が認められる方には、裁判所から選任手続期日のお知らせ(呼出状)が届くことはありません)。

問合せ 水戸地方裁判所総務課庶務係(☎282局8408) ※裁判員制度の詳細については、裁判員制度ウェブサイト(<http://www.saihanin.courts.go.jp/>)でも紹介しています。

国民年金 「社会保険料(国民年金保険料) だより 控除証明書」を郵送しました

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・村民税の社会保険料控除の対象となります。このため、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」のはがきが社会保険庁から11月に送付されます。証明内容は、平成20年1月から10月1日までの間に納付された年金保険料額と年内に納付が見込まれる場合の納付見込み額です。なお、年の途中から国民年金に加入した場合など、10月2日から12月31日までの間に初めて保険料を納付する方については、翌年2月に証明書が送付されます。

国民年金保険料は、被保険者本人だけでなく、その世帯の世帯主や配偶者も連帯して納付する義務があります。ご家族の国民年金保険料を納付した場合は、その納付額の全額が納付した方の所得税等の控除対象となりますので、年末調整の手続きの際にご自身の社会保険料の額と合算して申告してください。

問合せ 福祉部保健年金課国保年金担当(☎282局1711 内線1133)

「ねんきん特別便」に関する相談会

- 期 日 11月20日(木)
- 場 所 東海村役場2階205会議室
- 持参する物 「ねんきん特別便」、年金証書ほか
- ※代理の方は委任状が必要となります。
- 申し込み 11月13日(木)の午前8時30分以降に保健年金課へ電話で申し込みください(先着15人)。